

小規模保育施設の複数園連携について

1 開始の時期

令和6年4月（令和7年4月受入れ分）から実施する。

2 連携先施設数

上限として3施設までとし、卒園児の振り分けは各施設同数程度とすることを原則とする。

3 連携先施設類型

複数園連携を実施する場合には、原則として、連携先の施設に係る受入れ枠は2号認定であること。ただし、市による保育所の利用調整と、幼稚園の入園申込み時期を考慮し、全卒園児分の受入れ先の確保及び入園時期の調整ができる場合に限り、当該受入れ枠において1号認定と2号認定の両類型を設定することは可能とする。※公立保育園は対象から除く。

4 連携協力内容

- (1) 食事の提供に関する支援（自園調理の場合は連携不要）
- (2) 嘱託医による健康診断等に関する支援（自園で嘱託医を配置する場合は連携不要）
- (3) 屋外遊戯場の利用に関する支援
- (4) 合同保育に関する支援
- (5) 後方支援（乳幼児の保育相談及び緊急時の代替要員派遣等）
- (6) 行事への参加に関する支援
- (7) 卒園後の受け皿